

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）富谷大清水21プロジェクト

黒川郡富谷町字大清水土地区画整理事業地内46街区1画地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

パレスランド合同会社

東京都港区赤坂二丁目17番7号 赤坂溜池タワー9階

3 市町村の意見の概要

- (1) 出入口の位置からして、あけの平方面から当該計画地へ進入のための車両の渋滞が予測され、大清水地区等から南下する車両に影響を及ぼすことが懸念される。
また、それに伴い、計画地北方十字路（交差点）での横断者の危険性が増すことが考えられるので、同十字路（交差点）に信号機の設置を望む。
- (2) 騒音・振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、届出が必要となります。
- (3) 廃棄物については、関係法令、町条例に基づき適正な処理をお願いします。
- (4) 当該小売店舗は、住宅地と隣接する位置にあることから、住宅地の居住環境に十分配慮した施設運営をお願いしたい。
 - ① 荷さばき作業や廃棄物収集作業等、施設北側で行う作業の開始・完了時間は、（午前6時から午後10時まで）ではなく、日常生活を考慮した時間帯（午前8時頃から午後9時頃まで）としていただきたい。
 - ② 屋上駐車場への夜間の入庫（午後10時以降。できれば午後9時以降）を規制していただきたい。
 - ③ 屋上駐車場の照明は、指向性の高いものを用いて住宅への影響を少なくしていただきたい
 - ④ 町道富ヶ丘明石線は交通量が多いことから、適切な案内、誘導等により混雑の軽減に努めていただきたい。
 - ⑤ 大規模小売店舗立地法に基づく住民説明会時の要望について、住民の理解が得られるように対策を講じていただきたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び富谷町役場

6 縦覧期間

平成20年11月28日から平成21年1月5日まで（ただし，閉庁日を除く。）